

加盟店規約の一部改定について

平素より九州日本信販をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
この度、以下のとおり、加盟店規約の一部を改定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 適用開始日

2022年4月1日（金）

2. 改定内容

改定後	改定前
<p>1 加盟店情報の取扱いに関する同意条項 第2条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）</p> <p>1. 加盟店は、本取引に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター（以下「<u>JDMセンター</u>」という）に登録されること、並びに<u>JDMセンター</u>に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、加盟店に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続にかかる審査のため、当該<u>JDMセンター</u>の加盟会員会社によって利用されることに同意するものとします。なお、当社が現時点で加盟する<u>JDMセンター</u>、共同利用の目的、共同利用される加盟店情報の範囲及び共同利用者の範囲は、次の規約に定めるとおりとします。また、その後、<u>JDMセンター</u>が変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知ないし当社が適当と認める方法で公表することにより、<u>JDMセンター</u>として追加変更されるものとします。</p> <p>(1) 3 「九州日本信販カード」（プロパーカード）加盟店規約第 18 条</p> <p>(2) 4 「提携カード」加盟店規約第 25 条</p> <p>(3) 7 「九州日本信販ショッピングクレジット」加盟店規約第 24 条</p>	<p>1 加盟店情報の取扱いに関する同意条項 第2条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）</p> <p>1. 加盟店は、本取引に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター（以下「<u>センター</u>」という）に登録されること、並びに<u>センター</u>に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、加盟店に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続にかかる審査のため、当該<u>センター</u>の加盟会員会社によって利用されることに同意するものとします。なお、当社が現時点で加盟する<u>センター</u>、共同利用の目的、共同利用される加盟店情報の範囲及び共同利用者の範囲は、次の規約に定めるとおりとします。また、その後、<u>センター</u>が変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知ないし当社が適当と認める方法で公表することにより、<u>センター</u>として追加変更されるものとします。</p> <p>(1) 3 「九州日本信販カード」（プロパーカード）加盟店規約第 18 条</p> <p>(2) 4 「提携カード」加盟店規約第 25 条</p> <p>(3) 7 「九州日本信販ショッピングクレジット」加盟店規約第 24 条</p>

<p>3 「九州日本信販カード」(プロパーカード) 加盟店規約</p> <p>第 18 条 (加盟店情報交換制度)</p> <p>1. <u>共同利用の目的</u> 割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。)に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」という)に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という)に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。</p> <p>2. <u>共同利用する情報の内容</u> 当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。</p> <p>(1)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>(3)クレジットカード番号等取扱契約における、当</p>	<p>3 「九州日本信販カード」(プロパーカード) 加盟店規約</p> <p>第 18 条 (加盟店情報交換制度)</p> <p>1. <u>加盟店情報交換制度における共同利用の目的</u> 当社は、割賦販売法第 35 条の 20 及び第 35 条の 21 に基づき、信用購入あっせん等にかかる取引の健全な発達及び利用者等の保護に資するために一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という)が認定団体として行う加盟店情報交換制度、及びその実行機関として協会が運営する加盟店情報交換センター(以下「センター」という)に加盟し、加盟店及び加盟店の代表者(以下「加盟店ら」という)にかかる加盟店申込書、同契約書及びその他申請書類等に記載されている基本的各項目、加盟店らにかかる客観的取引事実、利用者等の保護に欠ける行為の内容、及び取引内容に関する項目(以下、これらを「加盟店情報」という)についてセンターに登録することとします。また、センターに加盟する会員各社は、センターに登録された加盟店情報を①加盟店としての審査(途上審査を含む)、取引の管理、取引の内容等及びトラブルの未然防止等の目的で、②加盟(入会)審査及び加盟店契約締結後の管理の目的で、③加盟審査及び加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続の目的で共同利用するものとします。</p> <p>2. <u>共同利用される加盟店情報の範囲</u> 当社がセンターに登録し、センターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の範囲は次のとおりとします。</p> <p>(1)包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店らにかかる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店らとの加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(3)包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行</p>
--	--

<p>該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(4)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由</p> <p>(5)利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>(6)利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)</p> <p>(7)加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>(8)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>(9)上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>(10)前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記(6)の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。</p> <p>3. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲 一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号</p>	<p>為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事由</p> <p>(4)利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報</p> <p>(5)顧客(契約済みのものに限らない)から当社及びセンター加盟会員会社に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報</p> <p>(6)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報</p> <p>(7)センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容</p> <p>(8)前記各号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)</p> <p>(9)その他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>3. 加盟店らの加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲 協会会員であり、かつ、センター加盟会員会社である包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせ</p>
--	--

<p>等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</p> <p>※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。</p> <p>4. ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</p> <p>4. 保有される期間</p> <p>上記2.の情報は、登録日（(3)及び(7)にあつては、当該情報に対応する(4)の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</p> <p>5. 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き</p> <p>加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記6. JDMセンターまで申出るものとします。</p> <p>6. 運用責任者</p> <p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）</p> <p>住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階</p> <p>代表理事：松井 哲夫</p> <p>電話番号：03-5643-0011（代表）</p>	<p>ん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びセンター</p> <p>※加盟会員会社は、協会のホームページに掲載されています。</p> <p>ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</p> <p>（新設）</p> <p>4. 運用責任者</p> <p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター</p> <p>住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階</p> <p>電話番号：03-5643-0011</p> <p>5. 加盟店は、情報の開示を請求する場合には、前項の運用責任者あてに連絡するものとします。</p>
<p>4 「提携カード」加盟店規約</p> <p>第25条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1. 共同利用の目的</p> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びク</p>	<p>4 「提携カード」加盟店規約</p> <p>第25条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1. 加盟店情報交換制度における共同利用の目的</p> <p>当社は、割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、信用購入あっせん等にかかる取引の健全な発達及び利用者等の保護に資するために一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という）が認定団体として行う加盟店情報交換制度、及びその実行機関として協会が運営する加盟店情報交換センター（以下「センター」という）に加盟し、加盟店及び加盟店の代表者（以下「加盟店ら」という）にかかる加盟店申込書、同契約書及びその他申請書類等に記載されている基本的各項目、加盟店らにか</p>

<p>レジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。</p>	<p>かる客観的取引事実、利用者等の保護に欠ける行為の内容、及び取引内容に関する項目（以下、これらを「加盟店情報」という）についてセンターに登録することとします。また、センターに加盟する会員各社は、センターに登録された加盟店情報を①加盟店としての審査（途上審査を含む）、取引の管理、取引の内容等及びトラブルの未然防止等の目的で、②加盟（入会）審査及び加盟店契約締結後の管理の目的で、③加盟審査及び加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続の目的で共同利用するものとします。</p>
<p>2. 共同利用する情報の内容</p> <p>当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。</p> <p>(1)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>(3)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(4)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p> <p>(5)利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>(6)利用者等（契約済みのものに限らない）からJ</p>	<p>2. 共同利用される加盟店情報の範囲</p> <p>当社がセンターに登録し、センターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の範囲は次のとおりとします。</p> <p>(1)包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店らにかかる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店らとの加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(3)包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事由</p> <p>(4)利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報</p> <p>(5)顧客（契約済みのものに限らない）から当社及びセンター加盟会員会社に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報</p> <p>(6)行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、センターが収集した情報</p> <p>(7)センターが興信所から提供を受けた倒産情報そ</p>

<p><u>DM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</u></p> <p><u>(7)加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</u></p> <p><u>(8)行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</u></p> <p><u>(9)上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</u></p> <p><u>(10)前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記（6）の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</u></p> <p>3. <u>加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</u> <u>一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</u> <u>※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。</u></p> <p>4. ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</p> <p><u>4. 保有される期間</u> <u>上記2.の情報は、登録日（(3)及び(7)にあつては、当該情報に対応する(4)の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</u></p> <p><u>5. 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き</u> <u>加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記6. JDMセンターまで申</u></p>	<p><u>の他公開された事実の内容</u></p> <p><u>(8)前記各号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）</u></p> <p><u>(9)その他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</u></p> <p>3. <u>加盟店らの加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</u> <u>協会会員であり、かつ、センター加盟会員会社である包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びセンター</u> <u>※加盟会員会社は、協会のホームページに掲載されています。</u> <u>ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>4. 運用責任者</u> 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター</p>
--	---

<p>出るものとします。</p> <p>6. 運用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター） 住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 代表理事：松井 哲夫 電話番号：03-5643-0011（代表）</p>	<p>住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 電話番号：03-5643-0011</p> <p>5. 加盟店は、情報の開示を請求する場合には、前項の運用責任者あてに連絡するものとします。</p>
<p>7「九州日本信販ショッピングクレジット」加盟店規約</p> <p>第25条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1. 共同利用の目的 <u>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告すること及び加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。</u></p> <p>2. 共同利用される情報の内容</p>	<p>7「九州日本信販ショッピングクレジット」加盟店規約</p> <p>第25条（加盟店情報交換制度）</p> <p>1. 加盟店情報交換制度における共同利用の目的 <u>当社は、割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、信用購入あっせん等にかかる取引の健全な発達及び利用者等の保護に資するために一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という）が認定団体として行う加盟店情報交換制度、及びその実行機関として協会が運営する加盟店情報交換センター（以下「センター」という）に加盟し、加盟店及び加盟店の代表者（以下「加盟店ら」という）にかかる加盟店申込書、同契約書及びその他申請書類等に記載されている基本的各項目、加盟店らにかかる客観的取引事実、利用者等の保護に欠ける行為の内容、及び取引内容に関する項目（以下、これらを「加盟店情報」という）についてセンターに登録することとします。また、センターに加盟する会員各社は、センターに登録された加盟店情報を①加盟店としての審査（途上審査を含む）、取引の管理、取引の内容等及びトラブルの未然防止等の目的で、②加盟（入会）審査及び加盟店契約締結後の管理の目的で、③加盟審査及び加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続の目的で共同利用するものとします。</u></p> <p>2. 共同利用される加盟店情報の範囲</p>

<p>当社がJDMセンターに登録し、JDMセンターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の内容は次のとおりとします。</p> <p>(1)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>(3)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(4)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由</p> <p>(5)利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>(6)利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)</p> <p>(7)加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>(8)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>(9)上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>(10)前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話</p>	<p>当社がセンターに登録し、センターが加盟会員に提供し、加盟会員各社が共同利用する加盟店情報の範囲は次のとおりとします。</p> <p>(1)包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店らにかかる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(2)個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店らとの加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>(3)包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事由</p> <p>(4)利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報</p> <p>(5)顧客(契約済みのものに限らない)から当社及びセンター加盟会員会社に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報</p> <p>(6)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報</p> <p>(7)センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容</p> <p>(8)前記各号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)</p> <p>(9)その他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p>
---	--

<p>番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記（6）の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>	
<p>3. <u>加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</u> <u>一般社団法人日本クレジット協会会員</u>であり、かつ、<u>JDM会員</u>である、<u>包括信用購入あっせん業者</u>、<u>個別信用購入あっせん業者</u>、<u>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</u> <u>※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。</u></p>	<p>3. <u>加盟店らの加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</u> <u>協会会員</u>であり、かつ、<u>センター加盟会員会社</u>である<u>包括信用購入あっせん業者</u>、<u>個別信用購入あっせん業者</u>、<u>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びセンター</u> <u>※加盟会員会社は、協会のホームページに掲載されています。</u></p>
<p>4. ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</p>	<p>ホームページ https://www.j-credit.or.jp/</p>
<p>4. <u>保有される期間</u> <u>上記2.の情報は、登録日（(3)及び(7)にあつては、当該情報に対応する(4)の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5. <u>制度に関するお問合せ先及び開示の手続き</u> <u>加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記6. JDMセンターまで申出るものとします。</u></p>	<p>4. <u>運用責任者</u> 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 電話番号：03-5643-0011</p>
<p>6. <u>運用責任者</u> 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（<u>JDMセンター</u>） 住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階 <u>代表理事：松井 哲夫</u> <u>電話番号：03-5643-0011（代表）</u></p>	<p>5. <u>加盟店は、情報の開示を請求する場合には、前項の運用責任者あてに連絡するものとします。</u></p>

※改定後の加盟店規約全文は、当社ホームページで確認できます。

以上